



# 長田中学校いじめ防止基本方針

【校 訓】

**「友愛」**

**「創造」**

**「剛健」**

【目指す生徒像】

- 1 自ら考え実行する生徒
- 2 思いやりの心を持ち協力し合う生徒
- 3 ねばり強くやりとげる生徒
- 4 健康で明るくたくましい生徒

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係\*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響\*\*を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

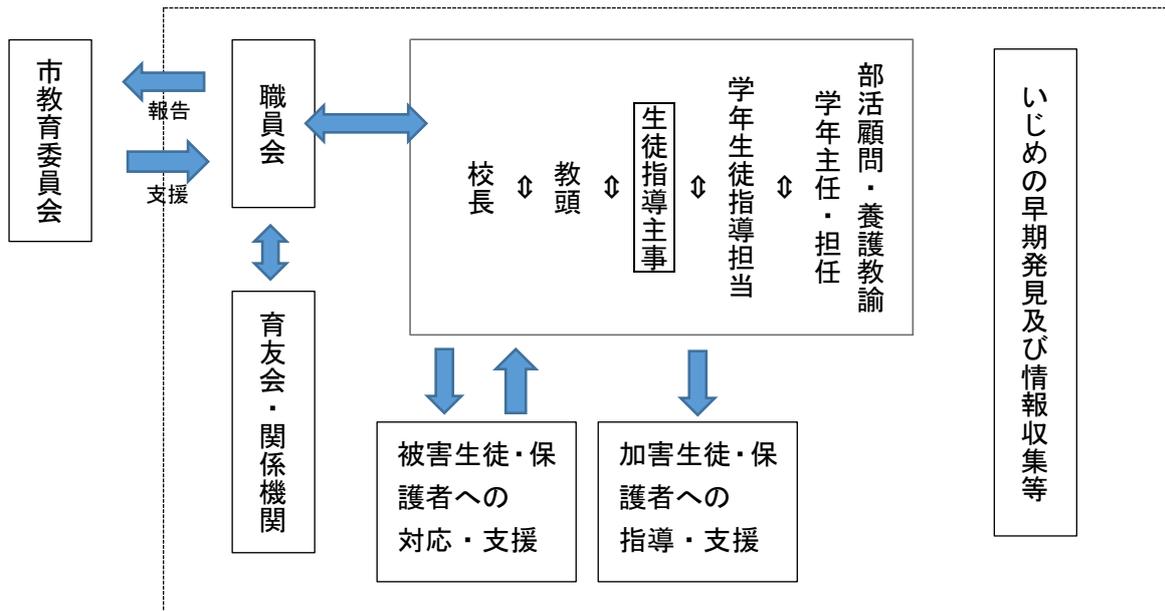
※※「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見적으로는けんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## 【いじめ・不登校対策委員会】

本会は、本校のいじめ防止等に関わる対応を組織的かつ効果的に行うための組織である。

具体的には、

- (1) いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正（改善）を行う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめ（いじめの疑い）に関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめに組織的に対応するための中心となる組織である。



### ＜構成メンバー＞

校長、教頭、生徒指導主事、学年担当教諭、養護教諭、保健主事

※必要に応じて、学年主任、担任、部活動顧問等、心の教室相談員、育友会役員、学校運営協議会委員、その他外部関係者

### 【育友会との連携】

- 基本方針の周知
- 学校開放日(参観日)等の設定
- 家庭の日の充実  
(ノー部活動)
- 育友会主催のいじめ等に関わる研修会の実施等

### 【関係機関との連携】

- 学校運営協議会委員への周知
- 少年センター等との連携
- メディア安全指導員との連携 等

### 【生徒会活動】

- いじめ撲滅宣言の活用
- 挨拶運動の推進
- トリプルボランティアの推進
- メディア機器使用のルール作成・啓発
- 平和集会や人権集会の企画、運営を通して、人権意識と生命尊重の態度の育成 等

## 【いじめ問題への取組】

### <いじめ防止について>

- いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関間の連携の強化、その他必要な体制の確立を図る。
- 教職員は一人で問題を抱え込まず、速やかに校長・教頭・学年主任・生徒指導主事に報告し、各分掌と情報を共有しながら対応策を決定する。
- 教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級作り実践資料集」を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 学校支援会議の有効活用や「ココロねっこ運動」と連動した啓発活動の推進など、保護者、家庭や地域との連携を深める。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養わせるため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用し、家庭や地域と連携した取組の推進を図り、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- 生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を高めることのできるような取組を推進する。
- 生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を図る。
- インターネット等を介して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるよう、必要な研修及び啓発活動を実施する。

### <いじめの早期発見について>

- いじめに関する情報や相談を受けるための体制を整備する。
- 定期的なアンケートや個人面談により早期発見に努める。
- 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用する。
- 育友会や地域との関係団体と組織的に連携、協同する体制を構築する。

### <いじめに対する措置について>

- 教育相談に関する研修を充実し、教職員の相談技能の向上を図る。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携を図る。
- 問題を抱える生徒の生活環境等の課題解決を図るために、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- メディア安全指導員との連携を図りながら、メディア機器使用についての注意点や情報モラルに対する意識向上を図る。
- 「学校・警察の相互連絡制度」の積極的活用とともに、スクールサポーターや県警察少年サポートセンター等を通じて、警察との情報共有を進めるなど、早期の立ち直り支援に努める。
- いじめの加害者、被害者が同じ学校に在籍しない場合には、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 生徒及びその保護者がいじめについて相談できる体制を整備する。

## <重大事態発生時の対処>

### ① 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な損害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合
- その他の場合
  - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### ② 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会に発生地の報告を行う。

### ③ 調査を行う組織

- いじめ・不登校対策委員会とする。
- 教育委員会と連絡をとり、必要な指導や人的措置等の支援を依頼する。

### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・いつ頃から
  - ・誰から行われ
  - ・どのような態様であったか
  - ・いじめを生んだ背景事情
  - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。また、因果関係の特定より、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
  - ・いじめられた生徒から十分に聴き取る。
  - ・在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。
  - ・いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認とともに指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・いじめられた生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた生徒が入院または死亡した場合)

- ・いじめられた生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法として、在籍生徒や教職員に対しての質問紙調査や聞き取り調査を行う。

⑤ いじめられた生徒が死亡したときの対応

○ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望、意見を十分に聴取する。
- ・遺族に対して主体的に、在籍生徒への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

【校内年間計画】

4月	いじめ防止基本方針の確認・育友会総会説明	※生活（いじめ）調査アンケートの実施 ※教育相談、個人面談の実施 ※生徒によるいじめ撲滅宣言の作成 ※平和集会・人権集会の企画・運営 ※メディア講演会の実施
5月	学校いじめ対策委員会	
6月	長崎っ子の心を見つめる教育週間、教育相談、町別懇談会	
7月	学校評価Ⅰ	
8月	平和集会・校内研修	
9月		
10月		
11月	教育相談	
12月	人権集会 学校評価Ⅱ	
1月		
2月	学校いじめ対策委員会、教育相談	
3月	取組評価アンケート実施	